（要求性能墜落制止用器具等の使用）

第百九十四条の二十二　事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

2　前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。

（型枠支保工の組立て等作業主任者の職務）

第二百四十七条　事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（地山の掘削作業主任者の職務）

第三百六十条　事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（土止め支保工作業主任者の職務）

第三百七十五条　事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（ずい道等の掘削等作業主任者の職務）

第三百八十三条の三　事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（ずい道等の覆工作業主任者の職務）

第三百八十三条の五　事業者は、ずい道等の覆工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（採石のための掘削作業主任者の職務）

第四百四条　事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

四　（略）

（安全帯等の使用）

第百九十四条の二十二　事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に安全帯等を使用させなければならない。

2　前項の労働者は、安全帯等を使用しなければならない。

（型枠支保工の組立て等作業主任者の職務）

第二百四十七条　事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（地山の掘削作業主任者の職務）

第三百六十条　事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一・二　（略）

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（土止め支保工作業主任者の職務）

第三百七十五条　事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一・二　（略）

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（ずい道等の掘削等作業主任者の職務）

第三百八十三条の三　事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（ずい道等の覆工作業主任者の職務）

第三百八十三条の五　事業者は、ずい道等の覆工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（採石のための掘削作業主任者の職務）

第四百四条　事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一・二　（略）

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

四　（略）